平成２４年（フ）第６２６８号
神奈川県横浜市緑区鴨居３丁目26―５―102
債務者　松田ユカリ（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２７４号
東京都荒川区荒川１丁目４―10―302
債務者　北爪　　清
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２７９号
東京都立川市富士見町２丁目16―16
債務者　井上　良久
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２８３号
東京都町田市野津田町2786―４―101
債務者　江連　大地
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９２号
東京都品川区西中延２丁目４―７―401
債務者　小塚　美奈
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９３号
神奈川県三浦市初声町三戸９―５―203
債務者　湯口　眞理
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９４号
埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻５丁目８―２―B102
債務者　東谷　　定
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９５号
東京都中野区上鷺宮２丁目４―11　ハヤフネハウスB201
債務者　遲澤　　將
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９８号
東京都福生市北田園１丁目６―10―203
債務者　内山　嘉展
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９９号
東京都福生市北田園１丁目６―10―203
債務者　内山　芳子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３０１号
東京都荒川区荒川１丁目20―４　第２松島荘
債務者　星　　誠八
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３０２号
東京都江戸川区江戸川１丁目48―３―F105
債務者　佐々木初夫
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３０３号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野１丁目26―28―301
債務者　紺野妃都美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３０７号
東京都中央区勝どき３丁目15―２―204
債務者　遠藤　三奈
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３０８号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目12―５―303
債務者　大谷　卓也
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３０９号
東京都三鷹市新川４丁目25―16―602
債務者　田中　八重
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部